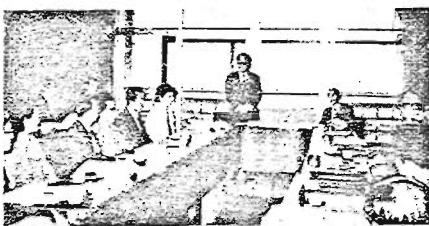


四 有施設使用料について

調査会 区長に答申

豊島区には施設使用料調査会(全農多田助役)は、5月17日「豊島区有施設使用料調査会」を開催された。この調査会では、(公の施設) 使用料について、答申を口述式で行いました。使用料調査会は、区長の諮問で、応じて区有施設の使用料について、基本的に調査審議するため、昭和50年12月24日は設置されました。以後、十回にわたって、その適正化と住民負担の公平化の見地から、基本的に再検討が行われ、このたびの答申になったものです。



第2 使用料の額について

第1 使用者改定の考え方
公の施設の利用に伴う使用料は
住民が特定の施設を利用するこ
とによって、受けける利益に応じて徴
収され、報償的性格を有するもの
であり、一種の受益者負担とみる
ことができる。

(1) 使用料算定の基本的考え方

① 公の施設の使用料は、それぞれの施設内容及びその公共性の程度に応じ、税で負担すべき額分等を勘案しながら適正な額を定める。

② 施設の設置目的の公共性の程度により使用料の程度の差を設けるため、事務事業に要する経費を次のとおり分類する。

▽ 資本的経費：当該サービスを提供するために要する経費のうち右記を除くもので、次の二種類に分けられる。

△ 消費的経費：当該サービスを提供するために要する経費のうち右記を除くもので、次の二種類に分けられる。

(2) 使用料の算定の方法

の保育室を既設した
かを、保育室
施設の使用料については、施設
使用料のみとし、賃料を除くこと
とした。

すべきであるとの意見と、有む工作は、時期尚早であるとの意見があることとを申し悉える。また、審議の過程で公聴会の開催等の意見があつたが、本調査会の構成からみて不要であるとの意見が多數を占めた。

第4
その他

区政モニター

第三回 例用半四郎の底其の三
使用料の改定の時期は、住民に対するP.R.等を十分に配慮し、できるだけ早期に実施に移すことと望ましい。なお、今後社会経済情勢の推移いかんによつては、じつに即応化させるため使用料の適切なついて、再検討する必要があつることを付言する。

印 章 名

	会 員 名
区民センターア	第一会議室 第五和室 展示場 文化ホール
	公 会 堂
振興会館	日本間(大) " (小) 結婚式場(1回) 会議室(大) " (中) " (小)
	見島荘(宿泊) 秀山荘 高理清流園
	活苗代
	青少年センター
[別表]	紙面の開 指針は省

施設名		現行料金	改定料金	暫定料金
豊島・東郷・多賀 陸上競技場	個人 {	一般40	200	100
	2時間 {	小中生20	100	50
	1日至午前	1,100	5,400	2,700
	後 {	1,450	7,100	3,500
	場 {	1,450	7,100	3,500
	全日 {	4,000	19,500	9,700
墨田アリーナ	個人 {	一般100	500	200
	2時間 {	小中生30	200	100
	全面 235間	5,000	14,000	7,000
豊島プール	個人	一般50	500	200
	2時間	小中生20	200	100
総合体育場	野球場・1面2時間	350	2,200	1,100
	個人 {	一般40	200	100
	2時間 {	小中生20	100	50
	* 1面1時間	100	600	300
	個人 {	一般40	200	100
	卓球場・2時間 {	小中生20	100	50
西郷	野球場・1式2時間	1,800	4,600	3,000
	卓球場・*	150	400	300

おわり

名	現行料金	改定料金	暫定料金
個人 {	一般40	200	100
2時間 {	小中生20	100	50
1箇 午前	1,100	5,400	2,700
午後	1,450	7,100	3,500
夜間	1,450	7,100	3,500
全日	4,000	19,500	9,700
認人 {	一般100	500	200
2時間 {	小中生30	200	100
全面 23時間	5,000	14,000	7,000
個人	一般50	500	200
2時間	小中生20	200	100
1面2時間	350	2,200	1,100
個人 {	一般40	200	100
2時間 {	小中生20	100	50
1面1時間	160	600	300
個人 {	一般40	200	100
2時間 {	小中生20	100	50
一式2時間	1,800	4,600	3,000
"	160	400	200

愛 手 当 音



申請はお済みですか

△対象…日常生活と支障のある寝たきりのお年寄りの病苦を慰め、生活意欲を高めていたぐだいたぐだ、次に該当する区内にお住まいの65歳以上の方にお見舞品(シーツ)をお贈りします。

△申請…6月19日までに、口頭か電話で、もよりの民生委員または老人福祉課(内線263)

△現在お持ちの受給者証(医療証)

手続きは必要ありません。

△対象…日常生活と支障のある寝たきりの状態が3か月以上で全く寝たきりの方のほか、一日3時間未満しか離床できない方で、自宅療養または入院している方

△申請…6月19日までに、口頭か電話で、もよりの民生委員または老人福祉課(内線263)

△老人医療費受給者証、△医療証は、毎年7月1日に新しく変わります。この切り替えは係で調べるうえ、該当する方に新しい受給者証(医療証)を、もよりの25日ごろ郵送します。切り替えたため

△医療費受給者証と

△医療証の書き替え

で医療を受けている方は、新しい受給者証(医療証)を必ず医療機関の窓口で提出してください。そのままにしておくと、医療費の助成が受けられなくなりますので、注意ください。

△有効期間の切れた受給者証(医療証)は、同封する返信用封筒でお返しください。

△加入している医療保険の種類や内容に変更があったときは、必ず係へお届けください。

△各種社会保険の被保険者本人になつたとき、生活保護を受けるようになつたときは、受給者証(医療証)は使えませんから、当係へお届けください。

△今年度の老人医療費の助成に該当する所得の限度額は、本人が単身の場合で、前年中の所得金額が13万円以下です。

△相談日と会場
6月14日(月)…第10出張所
18日(金)…筑鶴厚生会館

6月

14日(月)…区立青年館

6月

21日(月)…第12出張所

6月

28日(月)…第4出張所

6月

4日(木)…自白厚生会館

6月

11日(木)…第9出張所

6月

18日(木)…第7出張所

6月

25日(木)…区立青年館

6月

1日(木)…第8出張所

6月

8日(木)…第3出張所

6月

15日(木)…第9出張所

6月

22日(木)…国民年金課

6月

29日(木)…第7出張所

6月

5日(木)…第8出張所

6月

12日(木)…第8出張所

6月

19日(木)…第9出張所

6月

26日(木)…第10出張所

6月

3日(木)…第11出張所

6月

10日(木)…第12出張所

6月

17日(木)…第13出張所

6月

24日(木)…第14出張所

6月

1日(木)…第15出張所

6月

8日(木)…第16出張所

6月

15日(木)…第17出張所

6月

22日(木)…第18出張所

6月

29日(木)…第19出張所

6月

5日(木)…第20出張所

6月

12日(木)…第21出張所

6月

19日(木)…第22出張所

6月

26日(木)…第23出張所

6月

3日(木)…第24出張所

6月

10日(木)…第25出張所

6月

17日(木)…第26出張所

6月

24日(木)…第27出張所

6月

1日(木)…第28出張所

6月

8日(木)…第29出張所

6月

15日(木)…第30出張所

6月

22日(木)…第31出張所

6月

29日(木)…第32出張所

6月

5日(木)…第33出張所

6月

12日(木)…第34出張所

6月

19日(木)…第35出張所

6月

26日(木)…第36出張所

6月

3日(木)…第37出張所

6月

10日(木)…第38出張所

6月

17日(木)…第39出張所

6月

24日(木)…第40出張所

6月

1日(木)…第41出張所

6月

8日(木)…第42出張所

6月

15日(木)…第43出張所

6月

22日(木)…第44出張所

6月

29日(木)…第45出張所

6月

5日(木)…第46出張所

6月

12日(木)…第47出張所

6月

19日(木)…第48出張所

6月

26日(木)…第49出張所

6月

3日(木)…第50出張所

6月

10日(木)…第51出張所

6月

17日(木)…第52出張所

6月

24日(木)…第53出張所

6月

1日(木)…第54出張所

6月

8日(木)…第55出張所

6月

15日(木)…第56出張所

6月

22日(木)…第57出張所

6月

29日(木)…第58出張所

6月

5日(木)…第59出張所

6月

12日(木)…第60出張所

6月

19日(木)…第61出張所

6月

26日(木)…第62出張所

6月

3日(木)…第63出張所

6月

10日(木)…第64出張所

6月

17日(木)…第65出張所

6月

24日(木)…第66出張所

6月

1日(木)…第67出張所

6月

8日(木)…第68出張所

6月

15日(木)…第69出張所

6月

22日(木)…第70出張所

6月

29日(木)…第71出張所

6月

5日(木)…第72出張所

6月

12日(木)…第73出張所

6月

19日(木)…第74出張所

6月

26日(木)…第75出張所

6月

2日(木)…第76出張所

6月

9日(木)…第77出張所

6月

16日(木)…第78出張所

6月

23日(木)…第79出張所

6月

30日(木)…第80出張所

6月

6日(木)…第81出張所

6月

13日(木)…第82出張所

6月

20日(木)…第83出張所

6月

27日(木)…第84出張所

6月

3日(木)…第85出張所

6月

10日(木)…第86出張所

6月

17日(木)…第87出張所

6月

24日(木)…第88出張所

6月

1日(木)…第89出張所

6月

8日(木)…第90出張所

6月

15日(木)…第91出張所

6月

22日(木)…第92出張所

6月

29日(木)…第93出張所

6月

5日(木)…第94出張所

6月

12日(木)…第95出張所

6月

19日(木)…第96出張所

6月

26日(木)…第97出張所

6月

2日(木)…第98出張所

6月

9日(木)…第99出張所

6月

16日(木)…第100出張所

6月

23日(木)…第101出張所

6月

30日(木)…第102出張所

6月

6日(木)…第103出張所

地方税法が一部改正されました

昭和51年度の特別区民税・個人税(普通徴収分)の納税通知書を6月8日に郵送いたしました。本年4月1日に地方税法の一部が改正されましたが、納税通知書の税額は、すべて改正された税法等でまとめて計算されていますが、改定点の主なものは、つきのとおりです。

○ 摘得者・未成年者、老年者または寡婦の非課税の範囲が大きくなりました。

○ 少額所得者(15万円×(1+控除対象配偶者+扶養人數))以下の所得者については、



なお、当日不参加の場合も会費はお返しいたしません。

をお読みください。



や、次の要領により多数応募してくださり。

募集期間…6月30日まで
応募資格…小学生(5~6年)

賞金…日額 内勤二千八百円
日額 外勤二千九百円

名のフリガナ調査等。
中学生(1~3年)
資格…高校生、大学生(男女どちらか)
人1組とする

2、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

3、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

4、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

5、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

6、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

7、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

8、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

9、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

10、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

11、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

12、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

13、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

14、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

15、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

16、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

17、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

18、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

19、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

20、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

21、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

22、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

23、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

24、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

25、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

26、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

27、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

28、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

29、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

30、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

31、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

32、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

33、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

34、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

35、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

36、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

37、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

38、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

39、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

40、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

41、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

42、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

43、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

44、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

45、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

46、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

47、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

48、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

49、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

50、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

51、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

52、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

53、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

54、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

55、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

56、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

57、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

58、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

59、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

60、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

61、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

62、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

63、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

64、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

65、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

66、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

67、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

68、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

69、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

70、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

71、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

72、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

73、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

74、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

75、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

76、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

77、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

78、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

79、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

80、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

81、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

82、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

83、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

84、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

85、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

86、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

87、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

88、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

89、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

90、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

91、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

92、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

93、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

94、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

95、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

96、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

97、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

98、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

99、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

100、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

101、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

102、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

103、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

104、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

105、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

106、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

107、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

108、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

109、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

110、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

111、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

112、ただし、女性の場合は2

人1組とする)

113、ただし、女性の場合は2

人1組とする)